



栃木県公報

令和3(2021)年
4月23日(金)
第198号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 425
- 同..... 428
- 栃木県一般会計補正予算..... 430
- 有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務の委託..... 432
- 指定代理納付者の指定..... 432
- 地方税の収納事務の委託..... 433
- 解除予定保安林..... 434
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 435
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 435
- 土地改良区定款変更の認可..... 435
- 道路の供用開始..... 436

公告

- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定の解除..... 436

告示

栃木県告示第二百四十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和三年度分の補助金等から適用する。

令和三年四月二十三日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略							略						
産業 労働 観光 部							産業 労働 観光 部						
振興 課							振興 課						
ものづくり技術強化補助金							ものづくり技術強化補助金						
県内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額							県内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額						
一、二、三、四、							一、二、三、四、						
中小企業当該業者等が行う、環境に配慮した一							中小企業当該業者等が行う、環境に配慮した一						
一、二、三、四、							一、二、三、四、						

額が五億円未満の企業（以下この項において「中小企業者等」という。）のい

研究開発費、知事が別に定める基準により認定した企業（以下この項において「認定企業」という。）の研究開発及び県内に主たる事業所を有する従業員二十人以下の企業（以下この項において「小規模企業者」という。）の研究開発を支援することにより、企業の技術の高度化及び中小企業の競争力の強化を図る。

五 中小企業者等が当該中小企業

(一) 原材料及び副資材の購入に要する経費

(二) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費

(三) 外注加工に要する経費

(四) 技術指導の受入れに要する経費

(五) 研究開発に直接従事する者の人件費

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めらるる経費

ちご一会内。
とちぎ国た
体・とちし、
ぎ大会百
に資する万
新製品開
発に要す
る次に掲
げる経費
の。原材
及び副資
材の購入
に要する
経費

限度とす
る。

額が五億円未満の企業（以下この項において「中小企業者等」という。）のい

研究開発費、知事が別に定める基準により認定した企業（以下この項において「認定企業」という。）の研究開発及び県内に主たる事業所を有する従業員二十人以下の企業（以下この項において「小規模企業者」という。）の研究開発を支援することにより、企業の技術の高度化及び中小企業の競争力の強化を図る。

費
 者
 の
 人
 件
 従
 事
 する
 発
 展
 に
 直
 接
 関
 与
 する
 者
 の
 研
 究
 開
 発
 費
 等
 (六) 研究開
 発に直接
 関与する
 者の人件
 費
 等
 へ支払う
 の相手方
 の研究開
 発費等
 補助事業
 に基づき
 研究契約
 等
 (五) 共同研
 究契約等
 に基づき
 補助事業
 費
 等
 に関与す
 る者
 (四) 技術指
 導の受入
 費
 等
 (三) 外注加
 工に要す
 る経費
 等
 (二) 機械装
 置又は工
 具器具の
 購入、試
 作、改良、
 据付け、
 借用又は
 修繕に要
 する経費
 等
 (一) 原材料
 及び副資
 材の購入
 に要する
 経費
 等
 に関する
 経費
 として
 掲げる
 に要する
 限度を
 千円を
 とし、
 新製品の
 研究開発
 費に要す
 る経費に
 対し、
 新技術の
 研究開発
 費に要す
 る経費に
 対し、
 感染症
 対策に
 関する
 経費に
 対し、
 新型コロナウイルス
 感染症
 対策に
 関する
 経費に
 対し、
 新型
 の
 三
 者
 等

略	略	(七) 知的財産権に係る出願等に要する経費 (八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めらる経費	略
略	略		略

(工業振興課)

栃木県告示第二百四十六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和三年度分の補助金等から適用する。

令和三年四月二十三日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前									
主管 部 課	主 管 の 名 称	補 助 的 的	交 付 の 目 的	交 付 の 対 象 と 事 務 の 内 容	交 付 率 又 は 金 額	交 付 手 方	交 付 の 相 手	主管 部 課	主 管 の 名 称	補 助 的 的	交 付 の 目 的	交 付 の 対 象 と 事 務 の 内 容	交 付 率 又 は 金 額	交 付 手 方	交 付 の 相 手
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
産業 労働 部	観光 課	国際 課	栃木 県海 外販 路開 拓・ 支 援 事 業 費 補 助 金	栃木 県南 部	海外移 住者 援護 や 本 県 出 身 海 外 移 住 者 及 が 別 掲 示 の 人 員	知事 在 任 中	栃木 県人 会	産業 労働 部	観光 課	国際 課	栃木 県海 外販 路開 拓・ 支 援 事 業 費 補 助 金	栃木 県南 部	海外移 住者 援護 や 本 県 出 身 海 外 移 住 者 及 が 別 掲 示 の 人 員	知事 在 任 中	栃木 県人 会

略	米等 県人 会活 動促 進事 業費 補助 金	本県PR 等の活動 を行う団 体の活動 促進を図 る。	びその子孫 を主たる会 員とする在 伯栃木県人 会、アマゾ ン栃木県人 会、アルゼ ンチン栃木 県人会、パ ラグアイ栃 木県人会、 ペルー栃木 県人会及び 南加栃木県 人会が栃木 県南米等県 人会活動促 進事業費補 助金交付要 領(令和三 年三月二十 六日付)に 基づき行う 南米等県人 会活動促進 事業のうち 知事が別に 定めるもの に要する経 費	に定 める 額	(ブラジ ル連邦共 和国サン パウロ市 所在)、 アマゾン 栃木県人 会(ブラ ジル連邦 共和国ト メアス市 所在)、 アルゼン チン栃木 県人会 (アルゼ ンチン共 和国ブエ ノスアイ レス市所 在)、パ ラグアイ 栃木県人 会(パラ グアイ共 和国アス ンシオン 市所 在)、ペ ルー栃木 県人会 (ペルー 共和国リ マ市所 在)及び 南加栃木 県人会 (アメリ カ合衆国 ロサンゼ ルス市所 在)
---	---	--	--	---------------	--

略	
---	--

栃木県告示第247号

令和3年度栃木県一般会計補正予算(第1号)については、令和3(2021)年4月16日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

令和3年度栃木県一般会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、第4波に備えた対策を強化するため、変異株検査体制の整備や飲食店における感染防止対策の徹底を図るほか、社会経済活動の維持・活性化に向け、生活困窮世帯等への支援や県内観光需要の回復促進を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、106億9,492万円の増額となり、既定予算が1兆154億円であったので、補正後の予算総額は、1兆260億9,492万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	238,000,000		238,000,000
2 地方消費税清算金	88,450,000		88,450,000
3 地方譲与税	25,597,000		25,597,000
4 地方特例交付金	1,700,000		1,700,000
5 地方交付税	134,600,000		134,600,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,867,640		2,867,640
8 使用料及び手数料	11,304,169		11,304,169
9 国庫支出金	120,367,582	10,517,460	130,885,042
10 財産収入	1,393,439		1,393,439
11 寄附金	241,490		241,490
12 繰入金	26,432,272		26,432,272
13 繰越金	1,000,000	177,460	1,177,460
14 諸収入	240,046,408		240,046,408
15 県債	122,800,000		122,800,000
合 計	1,015,400,000	10,694,920	1,026,094,920

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,474,984		1,474,984
2 総務費	42,994,210		42,994,210
3 民生費	105,911,266	8,630,000	114,541,266
4 衛生費	91,847,503	524,920	92,372,423
5 労働費	1,993,452		1,993,452
6 農林水産業費	38,257,493		38,257,493

7	商	工	費	217,182,744	1,540,000	218,722,744
8	土	木	費	82,295,956		82,295,956
9	警	察	費	46,419,609		46,419,609
10	教	育	費	187,114,422		187,114,422
11	災	害	復旧費	3,900,544		3,900,544
12	公	債	費	101,297,467		101,297,467
13	諸	支	出金	93,710,350		93,710,350
14	予	備	費	1,000,000		1,000,000
	合		計	1,015,400,000	10,694,920	1,026,094,920

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区	分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1	職員費	198,510,439		198,510,439
2	公共事業費	57,087,343		57,087,343
3	建設事業費	67,945,005		67,945,005
4	公債償還費	101,297,467		101,297,467
5	主要義務費	134,658,141	125,000	134,783,141
6	税交付金等	93,710,350		93,710,350
7	一般行政費	113,698,807	10,469,920	124,168,727
8	受託事務費	2,200,419		2,200,419
9	県単補助金	18,686,868	100,000	18,786,868
10	県単貸付金	218,238,564		218,238,564
11	災害復旧費	3,824,912		3,824,912
12	直轄事業負担金	5,541,685		5,541,685
	合	1,015,400,000	10,694,920	1,026,094,920

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
[保健福祉部] 1 生活福祉資金貸付事業費	8,500,000	生活福祉資金貸付事業(緊急小口資金及び総合支援資金)の実施に伴う貸付原資等に対する助成 ・実施主体 (福)栃木県社会福祉協議会 ・補助率 国10/10
2 新型コロナウイルス感染症後方支援医療機関協力金	100,000	回復患者の転院を受け入れる医療機関への協力金の支給に要する経費 ・支給対象 新型コロナウイルス感染症から回復後も入院管理を要する患者の転院を受け入れた医療機関 ・支給額 2万円/人日(上限20万円)

3新型コロナウイルス 変異株対策強化 事業費	102,600	全陽性者に対する変異株検査に要する経費 ・検査内容 スクリーニング検査及びゲノム解析															
4感染防止対策調査 事業費	70,000	飲食店を対象とする感染防止対策認証制度の導入及び調査に要する経費															
5高齢者施設等職員 検査事業費	252,320	高齢者施設等の職員に対するPCR検査等の実施に要する経費 ・対象区域 クラスターの発生が確認された地域又は市町 ・対象施設 高齢者・障害者施設(入所及び通所)、精神科病院、救護施設															
6児童扶養手当費	130,000	ひとり親世帯の生活の安定と自立促進に要する経費の補正 (補正前) 872,733 → (補正後) 1,002,733 1 ひとり親世帯生活支援特別給付金 125,000 ・支給対象 県内に住所を有するひとり親世帯の父母等 ・支給額 5万円/児童 2 支給事務費 5,000															
〔産業労働観光部〕 7県民一家族一旅行 推進事業費	1,540,000	観光需要の回復に向けた県民の県内旅行料金の割引等に要する経費 ・委託先 旅行会社等 ・割引額等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">割引の対象とする旅行代金</td> <td colspan="2">宿泊(人泊)</td> <td>日帰り(人)</td> </tr> <tr> <td>6千円～ 1万円未満</td> <td>1万円以上</td> <td>5千円以上</td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td>3千円</td> <td>5千円</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>地域クーポン</td> <td colspan="2">2千円</td> <td>1千円</td> </tr> </table>	割引の対象とする旅行代金	宿泊(人泊)		日帰り(人)	6千円～ 1万円未満	1万円以上	5千円以上	割引額	3千円	5千円	2千円	地域クーポン	2千円		1千円
割引の対象とする旅行代金	宿泊(人泊)			日帰り(人)													
	6千円～ 1万円未満	1万円以上	5千円以上														
割引額	3千円	5千円	2千円														
地域クーポン	2千円		1千円														

(財政課)

栃木県告示第248号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和3(2021)年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容
有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市埴田1丁目1番20号
 - (2) 名称
栃木県職員生活協同組合
- 3 委託期間
令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都港区東新橋1丁目9番2号
 - (2) 名称
SBペイメントサービス株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間
令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

II

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (2) 名称
PayPay株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間
令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

III

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (2) 名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
自動車税
不動産取得税
個人事業税
- 3 指定期間
令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

栃木県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、令和3(2021)年4月1日付で次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在地	名 称	委 託 事 務 の 内 容

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	地方税の収納事務の取りまとめ
東京都江東区木場5-10-11	国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社	スマートフォン決済アプリによる地方税の収納事務
東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Pay株式会社	スマートフォン決済アプリによる地方税の収納事務

2 委託期間 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第251号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市滝ヶ原4021-3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市滝ヶ原4021-1・4021-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30 (2018)年 5月1日	谷中田 将太	鹿沼市睦町2005-1 ポニーヒルズB202 (栃木市宮町561-1)	タンポポはりきゅう整骨院	日光市今市996-1

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第253号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和3(2021)年3月10日	うずま調剤薬局	栃木市湊町12-6

(保健福祉課)

栃木県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認 可 年 月 日
石橋土地改良区	令和3(2021)年3月31日

(農地整備課)

栃木県告示第255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年4月23日から同年5月24日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
294	主要地方道 桐生岩舟線	足利市五十部町234-5から 足利市五十部町254-10まで	令和3(2021)年 4月23日

(道路保全課)

公 告

○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定の解除

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第12条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者の指定を次のとおり解除したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和3(2021)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

指定解除年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和3(2021)年4月2日	大塚 タイ	真岡市並木町2-3-5

(会計局会計管理課)